

○東京都建築基準法施行細則（抄）

（完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類）

第十五条の四

1 省略

- 2 規則第四条第一項第六号の規定により定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一から四まで省略

- 五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この号において「建築物省エネ法」という。）第十一条第一項に規定する特定建築行為を行う建築物次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

イ モデル建物法（東京都都市整備局関係手数料条例別表三の部の一の項に規定するモデル建物法をいう。）により建築物省エネ法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号において「適合性判定」という。）を受けた場合 別記第二十二号様式の十による省エネ基準工事監理状況報告書その他知事が必要と認める書類

ロ 標準入力法等（東京都都市整備局関係手数料条例別表三の部の一の項に規定する標準入力法等をいう。）により適合性判定を受けた場合 別記第二十二号様式の十一による省エネ基準工事監理状況報告書その他知事が必要と認める書類

ハ イ又はロの場合において、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。）について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第三条（同令第七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 別記第二十二号様式の十二による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書